

【新旧対照表】「冷凍食品認定制度要綱、冷凍食品製造工場認定制度要領」（令和3年度版）

冷凍食品認定制度要綱

※改定した箇所はアンダーラインにて示しています。

令和3年4月1日施行

新	旧
(冷凍食品認定制度の目的) 第1条 一般社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質、表示及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付の表示を付すことを認めることにより、 <u>冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図り、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。</u>	第1条 一般社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質、表示及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付の表示を付すことを認めることにより、 <u>冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図ると共に、食品の安定供給と食料資源の有効利用により、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。</u>
(認定制度の運営) 第3条 2 協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する調査、検査、指導及び費用（認定証票使用料、手数料等）の徴収を一般財団法人 <u>日本食品検査</u> （以下、「J F I C」という。）に委託する。	第3条 2 協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する調査、定期検査、工場指導及び費用（認定証票使用料、手数料等）の徴収を一般財団法人 <u>日本冷凍食品検査協会</u> （以下、「検査協会」という。）に委託する。
(格付の表示及び数量) 第5条 認定工場は製品の分類ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、製品基準を満たして製造または加工した製品の容器または包装に、協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷することができる。 2 認定証票を印刷した製品は、格付したものとして、 <u>認定工場はその生産量をJ F I Cに毎月届けなければならない。</u>	第5条 認定工場は冷凍食品の分類ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、製品基準を満たして製造又は加工した製品の容器または包装に、協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷することができる。 2 認定証票を印刷した冷凍食品は、格付したものとして、その生産量を <u>様式4. 2及び4. 3並びに様式6</u> を検査協会に毎月届けなければならない。
(要綱、要領及び基準の改定、廃止) 第7条 本要綱、認定要領、認定基準、製品基準の改定または廃止しようとするときは、協会に設置された品質・技術部会で決定しなければならない。	第7条 本要綱、認定要領、認定基準、製品基準の改定又は廃止をしようとするときは、品質・技術部会で議決しなければならない。

以下余白

冷凍食品製造工場認定制度要領

※改定した箇所はアンダーラインにて示しています。

令和3年4月1日施行

新	旧																	
(工場認定の対象及び審査) <p>第3条 工場認定の対象は、会員が所有する冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を、かつ製品が製品基準を満たしていることについて協会の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 認定審査は、認定を取得するための初回審査と認定を継続するための更新審査からなる。</p> <p>3 認定基準は、基準を構成する（省略）</p>	第3条 認定工場の対象は、会員の冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を、かつ製品が製品基準を満たしているのか協会の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。 <p>2 新設 認定基準は、基準を構成する（省略）</p>																	
(認定の合否) <p>第4条 認定工場は、認定審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 認定基準の改定によって、認定工場の管理水準の大幅な変化がないにも拘わらず、その評価が著しく低下する場合、協会はそれを緩和するための経過措置を設けることができる。経過措置の内容は、第12条第1項で定める冷凍食品製造工場認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の承認に基づくものとする。</p>	第4条 認定工場は、認定審査あるいは第6条第2項で定める更新審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。 <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 認定工場は、認定審査あるいは第6条第2項で定める更新審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。</p> <p>認定基準の改定によって認定工場の評価が著しく低下する場合には、それを緩和するための経過措置を設けることができる。経過措置の内容は、認定委員会の承認及び品質・技術部会の決定に基づくものとする。</p>																	
(有効期間の査定) <p>第5条 協会は、認定工場について、原則として基準I、基準II及び基準IIIの評点に基づき次回更新までの認定有効期間（以下、「有効期間」という。）を査定する。</p> <p>2 認定工場の有効期間は4年を標準とする。但し、認定基準を満たしているものの、より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合においては、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>表1. 基準I、基準II及び基準IIIの評点と有効期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有効期間</th> <th>基準I、基準II及び基準IIIの評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年工場（標準）</td> <td>各基準の総合評価が全て80点以上</td> </tr> <tr> <td>3年工場（短縮）</td> <td>各基準の総合評価が全て70点以上</td> </tr> <tr> <td>2年工場（短縮）</td> <td>各基準の総合評価が全て60点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 認定調査の個別項目中に、認定委員会で、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理、衛生管理等に係わる重大な欠点があると判定された場合、認定委員会は有効期間を短縮することができる。</p> <p>6 初回審査における有効期間の開始日は、認定委員会で審査を受け認定された日とし、満了日は有効期間を満了する月の末日とする。また、更新審査における有効期間の開始日は、従前の有効期間満了日の翌日とする。</p>	有効期間	基準I、基準II及び基準IIIの評点	4年工場（標準）	各基準の総合評価が全て80点以上	3年工場（短縮）	各基準の総合評価が全て70点以上	2年工場（短縮）	各基準の総合評価が全て60点以上	第5条 協会は、前条により適合とされた冷凍食品製造工場について、原則として基準I、基準II及び基準IIIの評点に基づき次回更新までの認定有効期間（以下、「有効期間」という。）を査定する。 <p>2 認定工場の有効期間は4年を基本とする。但し、認定基準を満たしているものの、より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合においては、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>表1. 基準と有効期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4年（標準）工場</th> <th>基準I～III</th> <th>各基準の総合評価が80点以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年（短縮）工場</td> <td>〃</td> <td>各基準の総合評価が70点以上</td> </tr> <tr> <td>2年（短縮）工場</td> <td>〃</td> <td>各基準の総合評価が60点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 認定調査の個別項目中に、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理及び衛生管理等に係わる重大な欠点があると冷凍食品製造工場認定委員会（以下、「認定委員会」という。）で判定された場合、認定委員会は有効期間の短縮を決定することができる。</p> <p>（新設）</p>	4年（標準）工場	基準I～III	各基準の総合評価が80点以上	3年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が70点以上	2年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が60点以上
有効期間	基準I、基準II及び基準IIIの評点																	
4年工場（標準）	各基準の総合評価が全て80点以上																	
3年工場（短縮）	各基準の総合評価が全て70点以上																	
2年工場（短縮）	各基準の総合評価が全て60点以上																	
4年（標準）工場	基準I～III	各基準の総合評価が80点以上																
3年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が70点以上																
2年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が60点以上																
(認定の更新) <p>第6条 認定工場は更新審査を希望する場合、第24条で定める更新の申請を行い、有効期間満了までに更新審査を受けなければならない。</p>	第6条 2 有効期間の開始日は、審査を受け認定された日とする。 <p>2 継続して認定を受ける場合には、有効期間満了日までに認定基準及び製品基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき、更新後の合否の評価及び有効期間の査定を行う。</p>																	

新	旧
<p>(有効期間の延長)</p> <p>第7条 協会が、災害、認定調査の集中等により認定制度の円滑な運用が困難であると判断した場合、認定委員会は、各対象工場についてその管理状況を個別に評価した上で、有効期間の延長を決定することができる。</p>	<p>第7条 品質・技術部会が、認定調査の集中等により認定制度の円滑な運用が困難であると判断した場合には、認定委員会は、各対象工場についてその管理状況を個別に評価した上で、有効期間を延長できる。</p>
<p>(認定の一時停止)</p> <p>第8条 協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めたときには、認定を一時停止する。なお、停止期間中は認定証票を使用することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該認定工場が破綻状態に陥ったとき。 (2) 当該認定工場が災害等により、長期に渡り、正常な稼働が望めない、または受検義務がある工場指導及び定期検査を受検できないとき。 (3) 当該認定工場より認定の一時停止の申し入れがあったとき。 (4) 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、第三者に重大な健康被害を及ぼし、あるいは及ぼす可能性が濃厚であるとき。 (5) 当該認定工場の製品について第32条の「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。 (6) 当該認定工場で、品質管理水準が大幅に低下し、認定が不適切であるとき。 (7) 当該認定工場において、認定証票の不適切使用があったとき。 (8) 当該認定工場が第30条第2項の格付数量を意図的に偽り、過少申告したとき。 (9) 国内外を問わず企業活動において、関係法令、認定制度等に著しく反する行為があったとき。 <p>2 協会は、前項各号について、当該認定工場に立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだ場合は、直ちに認定を一時停止し、認定証票の使用を差し止める。</p> <p>3 認定の一時停止は工場単位を基本とするが、停止事由が特定のライン・製造現場に限定的であることが科学的・合理的に認められれば、停止範囲・製品を限定することができる。</p> <p>4 認定の一時停止期間は認定期間に含まれる。</p>	<p>第8条 協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときには、認定を一時停止して、停止期間中の認定証票の使用を差し止めることがあるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該認定工場が破綻状態に陥ったと認められるとき。 (2) 当該認定工場が災害等により、長期に渡り正常な稼働が望めないと認められたとき。 (3) 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、第三者に重大な健康被害を及ぼした、あるいは及ぼす可能性が濃厚であると認められたとき。 (4) 当該認定工場で、認定の取り消しに相当する事由が合理的に疑われたとき。 (5) 認定工場より様式11.3による認定の一時停止申し入れがあり、相応な理由と認められたとき。 <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>2 協会は、前項各号について、当該認定工場に立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだ場合は、直ちに認定停止の措置を行い、認定証票の使用を差し止める。</p> <p>3 認定の一時停止は工場単位を基本とするが、停止事由が特定のライン・製造現場に限定的であることが科学的・合理的に認められれば、停止範囲・製品を限定する部分停止とすることができる。</p> <p>4 認定停止期間も認定期間に算入するものとする。</p>
<p>(認定の一時停止の解除)</p> <p>第9条 認定の一時停止工場が一時停止の解除を望むときには、一時停止事由を解消した旨の報告書と冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査申請書（以下、「解除確認申請書」という。）を各1部、協会に提出し、解除確認審査を受けなければならない。</p> <p>2 認定委員会は解除確認調査の結果を基に第14条第4号に定める合否を決定する。合格の場合は一時停止を解除する。なお、解除は当該工場、または対象となる範囲を一括で行い、部分解除は行わない。</p> <p>3 認定委員会での審査の結果、不合格の決定を受けた当該工場が有効期間内に是正を実施した場合、改めて解除確認申請書による再審査の申請を行うことができる。なお、有効期間内に是正されない場合、第11条第1項第4号に定める通り、認定の取り消しとなる。</p>	<p>第9条 認定の一時停止工場が一時停止の解除を望むときには、一時停止事由の解消報告書と様式1.11 冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査請求書（以下、「解除確認請求書」という。）を各3部、協会に提出しなければならない。協会は停止事由が解消したかについて確認を行い、解消していると認められる場合は、初回認定調査と同等の解除確認調査を行う。</p> <p>2 調査の結果、合格の場合は一時停止を解除する。なお、解除は当該停止工場・範囲の一括で行い、部分解除は行わない。</p> <p>3 調査の結果、不合格であった場合は、認定の有効期間の間であれば、指摘された課題に対する是正を行い、その是正期間を経過した後に、解除確認請求書による解除確認の再調査の申請を行うことができる。</p>
<p>(解除確認審査料の納付)</p> <p>第10条 解除審査の申請者は、解除確認の申請が受理された後、別記2第1項に定める解除確認審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。解除確認の再審査の申請も同様とする。</p>	<p>第10条 解除審査の申請者は、解除確認の申請が受理された後、第34条に定める解除確認審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。解除確認の再調査の申請であっても同様とする。</p>

新	旧
<p>(認定の有効期間の短縮、取消し及び取下げ並びに通知)</p> <p>第11条 協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めたときは、有効期間の短縮または認定の取消しができる。さらに、取消しの場合、取消し後に認定申請を受け付けない期間（以下、「欠格期間」という。）を定めることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 第8条第1項の第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に該当するとき。</p> <p>(6) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準（60トン以上）を下回ったとき。なお、災害等、認定工場の責によらない事由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(7) 当該認定工場において、第30条で定める認定証票使用料を協会に対し、1年以上滞納したとき。</p> <p>(8) 当該認定工場において、正当な理由がなく、受検義務のある工場指導及び定期検査を受検しないとき、あるいは見込まれるとき。</p> <p>(9) 当該認定工場から、認定取下げ、または当該認定工場を所有する会員から協会退会の申請があったとき。</p> <p>(10) 次項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否したとき。</p> <p>(11) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。</p> <p>2 協会は、前項及び第31条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。「なお、立入調査で判明した事実について、認定委員会が重大な不正と認めた場合、立入調査の費用として別記2第1項の認定審査料及び同第2項の出張費用を徴収する。」</p> <p>3 協会は、第1項により有効期間の短縮、認定の取消しを行ったときは、遅滞なく当該認定工場及びJFICに対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。</p>	<p>第11条 認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、有効期間の短縮、または認定の取消しのほか、期間を定め、認定を認めないことができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。</p> <p>(6) 当該認定工場の製品について第32条で定める「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。</p> <p>(7) 国内外を問わず企業活動において、法令及び認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。</p> <p>(8) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準（60トン以上）を守れなかったとき。なお、天災地変等の不可抗力等、認定工場の責によらない事由があると判断した場合はこの限りではない。</p> <p>(9) 様式4.3 冷凍食品格付依頼書による格付数量を偽り、過少申告したとき。</p> <p>(10) 当該認定工場において、第30条で定める認定証票使用料を協会に対し、1年以上、滞納したとき。</p> <p>(11) 当該認定工場に係わる事業者から様式11 冷凍食品製造工場認定取下げ届による認定取り下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。</p> <p>(12) 第11条第2項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。</p> <p>(13) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。</p> <p>2 協会は、前項及び第31条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。</p> <p>3 協会は、第1項により認定を取り消したときは、遅滞なく当該認定工場及び検査協会に対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。</p>
<p>(委員の構成)</p> <p>第13条 認定委員会は、協会に所属しない学識経験者、その他有識者及び協会役員の5名以内で構成する。</p>	<p>第13条 認定委員会は、協会の役員、学識経験者各1名以上及びその他有識者により、5名以内で構成する。</p>
<p>(認定委員会の役割)</p> <p>第14条 認定委員会は、協会の諮問に応じ、要綱、要領、認定基準、製品基準及び運用規定の改定または廃止について審議し、協会に報告する。また、工場認定に関する次の事項を決定する。</p> <p>(1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否及び有効期間の設定。</p> <p>(2) 第7条に定める有効期間の延長。</p> <p>(3) 第8条第1項に定める認定の一時停止とその期間。</p> <p>(4) 第9条第2項に定める認定の一時停止工場における停止解除の合否及び同条第3項に定める不合格であった場合の是正に必要とする期間。</p> <p>(5) 第11条第1項で定める要件に基づく有効期間の短縮とその期間、工場認定の取消し及び欠格期間。</p> <p>(6) 第19条第2項及び第27条に関する異議申立の取扱い。</p>	<p>第14条 認定委員会は、協会の諮問に応じ、要綱、要領、認定基準、製品基準及び運用規定の改定、もしくは廃止について審議し、品質・技術部会に報告を行う。</p> <p>2 認定委員会は、次の事項について審議・決定する。</p> <p>(1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否、有効期間及び必要とする付帯事項。</p> <p>(2) 第7条に定める有効期間の延長。</p> <p>(3) 第9条第1項に定める、認定の一時停止工場における停止解除の可否及び第9条第3項に定める不合格であった場合の是正期間の設定。</p> <p>(4) 第11条第1項で定める要件に基づく、有効期間の短縮とその期間、工場認定の取消し、欠格期間の設定及び付帯措置。</p> <p>(5) 認定及び取消しに関する異議申立の取扱い。</p> <p>（新設）</p>

新	旧
(利害関係者の意見の表明) 第15条 前条第3号、第4号、第5号及び第6号に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。	第15条 前条第2項に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。
(国内工場の認定申請) 第16条 第1項 省略 2 前項の申請には、当該工場ごとに、冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各1部、協会に提出しなければならない。 3 省略 4 認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理、施設・設備に係わる管理等に習熟し、当該工場に在籍する者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない。	第16条 第1項 省略 2 前項の申請には、当該工場ごとに、様式1.1～1.9の冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。 3 省略 4 認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理及び施設・設備に係わる管理等に習熟し、当該工場所在地に在籍する者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない。
(認定審査料の納付) 第17条 申請者は、認定申請が受理された後、別記2第1項に定める認定審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。	第17条 申請者は、認定申請が受理された後、第34条に定める認定審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。
(変更の届出) 第20条 認定工場は、第16条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、指定の様式に基づき1部を協会に提出しなければならない。 2 認定の対象となる冷凍食品分類の品目を追加する場合及び認定範囲の拡大・変更を行う場合、事前に指定の様式に基づき1部を提出して申請するものとする。いずれの場合も審査を受けて認定を受けなければならない。また認定した品目の一部を取り下げる場合も指定の様式に基づき1部を提出しなければならない。	第20条 認定工場は、第16条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式（様式7、品質管理責任者においては、様式1.3及び3）を各3部協会に提出しなければならない。 2 認定の対象となる冷凍食品分類の品目を追加する場合は様式5、認定範囲の拡大・変更の場合は様式5.2を3部提出して事前に申請するものとする。いずれの場合も審査を受けて認定を受けなければならない。また認定した品目の一部を取り下げる場合は、様式11.2を3部提出しなければならない。
(認定申請の条件) 第22条 前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額または一部出資している等の企業が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること、またはこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。	第22条 前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額又は一部出資している会社が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること又はこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。
(更新申請) 第24条 第6条の更新審査の手続は、次の通りとする。 (1) 更新を希望する認定工場は、冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）1部を協会に提出しなければならない。 (2) 省略 (3) 前号に拘わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請（以下、「早期更新申請」という）を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく審査によって有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続、審査等は、運用規定に基づいて実施する。 (4) 省略	(更新の申請) 第24条 第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。 (1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）3部を協会に提出しなければならない。 (2) 省略 (3) (2)に係わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請（以下、「早期更新申請」という）を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手續、審査等は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」に規定する。 (4) 省略
第25条 申請者は、更新申請が受理された後、別記2第1項に定める更新審査料等を協会の請求に基づき、事前に納入しなければならない。	第25条 申請者は、更新申請が受理された後、第34条に定める更新審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

新	旧
(結果の通知、異議申立) 第27条 前条の結果の通知及び異議申立については、第19条を準用する。	第27条 更新された認定の有効期間は、従前の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。 2 結果の通知及び異議申立については、第19条を準用する。
(格付検査) 第28条 協会は、認定工場に対し、格付検査を行う。格付検査は、継続的に認定工場の管理状況を監査する「定期検査」と、認定工場で生産され、認定証票を付して販売される冷凍食品（以下、「格付製品」という。）の品質・衛生状況等を確認する「製品検査」からなる。 2 定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」に基づき行う。 3 製品検査は、JFICの検査員が定期検査時等に製品を抜き取って行う。	第28条 協会は、認定工場に対し、格付検査を行う。格付検査は、継続的に認定工場の管理状況を監査する定期検査と、認定工場で生産され、認定証票を付して販売される冷凍食品の品質・衛生状況等を確認する製品検査からなる。 2 格付検査の実務は、検査協会が行う。 3 定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」及び「表示基準」に基づき行うものとする。 4 製品検査は、検査協会の検査員が定期検査時等に製品を抜き取って行うものとする。
(工場指導) 第29条 協会は、有効期間を短縮した工場に対して、管理体制改善のため認定工場の指導（以下、「工場指導」という。）を行う。 2 協会が認める特段の事情がない限り、3年工場は年1回以上、2年工場は年2回以上の工場指導を受け、管理体制の向上に努めなければならない。なお、4年工場においても協会が必要と判断した場合は、工場指導を受けなければならない。 3 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、別記2第1項に定める工場指導料等を協会の請求に基づき、納めなければならない。	1 協会は、有効期間を短縮した工場に対して、工場改善のため認定工場の指導（以下、「工場指導」という。）を行うが、工場指導の実務は、検査協会に委託する。 2 協会が認める特段の事情がない限り、3年工場は年1回以上、2年工場は年2回以上の工場指導を受け、管理体制の向上に努めなければならない。なお、標準である4年工場においても協会が必要と判断した場合は、工場指導を行うことがある。 3 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、第34条に定める工場指導手数料等を協会の請求に基づき、納めなければならない。
(認定証票使用料の支払い) 第30条 認定工場は、格付製品の認定証票使用料を協会の請求に基づき支払うものとし、別記2第4項の使用料表の金額（以下、「料率」という。）を適用する。 2 認定工場は、その使用料の算出根拠となる格付製品生産量（以下、「格付数量」という。）について、指定の様式により月次でJFICに報告する。 3 年度終了後に格付数量の過少報告が明らかになった場合は、別記2第4項第2号に定める金額を証票使用料として徴収する。なお、過大分の返金は行わない。 4 長期あるいは相当規模の報告漏れ、意図的な格付数量の隠ぺい等による認定証票の不適切使用については、前項に加え、別記2第4項第3号に定める課徴金を追徴する。 5 第1項及び第3項は、別記2第3項を適用する。	第30条 認定工場は、第35条に定める認定証票を付して製造する冷凍食品の認定証票使用料を協会の請求に基づき支払うものとする。認定証票使用料は、認定制度の運用、認定工場の格付検査費用等に充当する。 2～5（新設）
(認定証票の不適切使用) 第31条 協会は、定期検査等で、認定証票及びその表示が不適切使用と判断したときは、第8条第1項第7号もしくは第11条第1項第5号に基づく措置を行う。	第31条 協会は、定期検査等に基づき、認定証票及びその表示が不適当と判断したときは、当該認定工場に対し、その改善を指示すると共に、認定証票の使用を禁止することができる。
(市販品の調査) 第32条 JFICは、格付製品として販売されているものが、「製品基準」を満たしているか否かについて、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。 2 協会は、前項の調査により、製品基準の逸脱及び認定証票の表示が適当でないと判断したときは、前条に準じて措置を行う。	(市販品の調査、改善指導) 第32条 検査協会は、製品であって、認定証票が付されて販売に供されているものが、「製品基準」を満たしているか否かについて、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。 2 協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でないと判断したときの措置は、第31条に準じるものとする。

新	旧
(認定証票付輸入冷凍食品の格付) 第33条 海外工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品（以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。）について、協会が行う格付のための検査方法は次の通りとする。 (1) 格付のための検査依頼書等の様式については、別途定める。 (2) J F I Cが、前号の検査依頼書に基づき行う検査の方法は、協会が定める「製品基準」に準ずる。 (3) 当該海外工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録をJ F I Cに提出する。	第33条 協会の会員が外国に所在する認定工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品（以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。）について、協会が行う品質及び衛生等についての格付のための検査方法を次の通り定める。 (1) 格付のため検査依頼書等の提出については、別途定める。 (2) 検査協会が、冷凍食品格付依頼書に基づき、認定証票付輸入冷凍食品について行う検査の方法は、協会が定める「製品基準」に準ずるものとする。 (3) 当該認定工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録を検査協会に提出するものとする。
(審査料等と徴収) 第34条 削除 (1) ~ (6) 削除 2 削除	第34条 第10条で定める解除確認審査料等、第17条で定める認定審査料等及び第25条で定める更新審査料等の金額を次の通り定める。 (1) ~ (6) (省略) 2 (省略)
(認定証票使用料等と徴収) 第35条 削除	第35条 第30条に定める認定証票使用料は、別記2の料金表の金額を適用する。 2 前項の金額は、前条第2項に準ずる。
(別記1)認定証票の様式及び表示の方法 冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める「認定証票」の様式及び表示の方法は次の通りとする。 以下、「認定証」⇒「認定証票」とする。 1. 様式 (省略) 2. 表示方法 (省略) 3. 禁止事項 (省略)	冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める冷凍食品認定工場で生産され、「冷凍食品の品質基準」、「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する「認定証」の様式及び表示の方法を次の通り定める。 (一) 様式 (省略) (二) 表示方法 (省略) (三) 禁止事項 (省略)
(別記2)冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表 認定制度に係る各審査料、工場指導料、出張費用及び認定証票使用料の金額は下記の通りとする。 1 審査料または指導料 (1) 認定審査料 一工場当たり 80,000円 (2) 更新審査料 一工場当たり 80,000円 (3) 解除確認審査料 一工場当たり 80,000円 (4) 工場指導料 一工場一回当たり 100,000円 2 審査または指導に係る出張費用は、合理的に算定した旅費を審査料とは別に徴収する。 3 災害等、当該認定工場の責によらない事由により、工場被害や大きな経済的損失を受け、審査料または指導料の納入が困難となった場合には、その金額の全部または一部を免除することができる。 4 認定証票使用料表 (新設) 表 (省略) (1) 認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。 (2) 認定要領第30条第3項に定める過少分は修正前の料率に不足数量を乗じた金額とする。 (3) 認定要領第30条第4項に定める課徴金は、該当する製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額とする。	冷凍食品製造工場認定要領第34条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための解除確認審査手数料、認定審査手数料、更新審査手数料、認定証票使用料及び工場指導手数料の金額は下記の通りとする。 (1) のア. 認定審査手数料 一工場当たり 80,000円 (2) のア. 更新審査手数料 一工場当たり 80,000円 (3) のア. 解除確認審査手数料 一工場当たり 80,000円 (4) のア. 認定証票使用料 表 (省略) (5) のア. 工場指導手数料 一工場、一回当たり 100,000円 ※認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。 ※認定証を不正使用した場合の措置として、不正使用した製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額を賠償として追徴する。